

「自転車ヘルメット着用推進事業」を実施しています

「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」(H31.4月施行)

18歳以下の児童生徒の保護者の努力義務として、児童生徒に自転車安全教育を行うこと、児童生徒の自転車に反射機材を備えることとともに、乗車用ヘルメットを着用させること、及び自転車損害賠償保険等に加入するよう努めることなどが規定されています。

これを受け、県教育委員会では、自転車通学時のヘルメット着用を推進することを目的とした「自転車ヘルメット着用推進事業」を実施しています。



自転車ヘルメット購入費用に係る助成について(県立学校)

【対象】 自転車通学をしている、県立学校の児童生徒

【内容】 ヘルメット購入時に、一人2,000円値引き!

【方法】 学校に助成申請書を提出。

その後に、配付された助成券を活用し、販売協力店で、ヘルメットを購入。



※助成券を活用せずに先にヘルメットを購入した場合は、助成を受けられないのでご注意ください。

子どもの自転車乗用中の交通事故は、登下校中に最も多く発生しています。また、自転車運転中の事故のうち、死亡に至る頭部損傷の事故においては、ほとんどの方が、ヘルメットを着用していませんでした。

交通事故から子どもたちの尊い命を守るため、こうした補助制度も積極的に活用し、保護者の皆様は、お子様に自転車ヘルメットを着用させてください。

自転車ヘルメットの着用と自転車の安全利用の推進にご協力をお願いします。



□ 問い合わせ先

〈申請方法について〉 該当の各県立学校にお問い合わせください。

〈助成制度について〉 県教育委員会 学校安全対策課 (088-821-4533)

□ 詳細

《学校安全対策課ホームページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/312301>》